



平成24年3月27日

海事人材政策課

船員(海技者)の確保・育成に関する検討会報告

～ステークホルダー間の真の連携をめざして～

国土交通省海事局では、近年、海運業界が船員教育に求めるニーズ(船員の資質・即戦力の強化)の変化、独立行政法人改革など、船員教育訓練を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、昨年5月に、有識者、船員教育・訓練機関、海運事業者、関係団体及び国(国土交通省、文部科学省)で構成する「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」(座長・杉山雅洋早稲田大学名誉教授)を設置し、船員(海技者)の確保・育成について、各5回の外航部会及び内航部会における業界ごとの詳細な検討並びに3回の全体会議における全般的検討を行った結果、今般、報告書のとりまとめを行いましたので、お知らせいたします。

(本報告のポイント)

- 海運の安定輸送確保のためには、これを支える船員(海技者)の確保・育成は、「海洋国家」である我が国にとって極めて重要な課題。
- 優秀な船員の効率的・効果的な養成について、限りあるリソースの活用で最大限の効果を上げるべく、全てのステークホルダーの真の連携が必要。
- 船員教育・訓練機関による教育・訓練を抜本的に見直し、真に船員を志望する者に対する重点的な教育・訓練を実施するとともに、海運事業者の自社船を活用した乗船実習を拡大させるなど海運業界と連携することにより、即戦力を備えた船員の養成を実現。
- 併せて、一般大学卒業生など、既存の枠にとられない幅広い供給源からの人材の活用により、多様で優秀な船員を確保。

具体的方策

<効率的・効果的な教育・訓練の実施>

- 商船系大学・高等専門学校に乗船実習を見直し、学生本人の意思を尊重できるスキームの実現に向けて検討(乗船実習の実施時期、人数の見直し)
- 内航用練習船を導入するとともに、座学と乗船実習を一体化させたより実践的な内航船員教育・訓練を実施

<海運事業者の自社船を活用した乗船実習(社船実習)の拡大>

- 外航海運事業者が社船実習をより行いやすくなるよう環境整備(遠洋航海の実施海域の見直し、教員要件の緩和)
- 内航海運業界においても、大型貨物船や長距離フェリーを用いて新たに社船実習を導入

<多様で優秀な船員の確保>

- 新3級制度(船員教育機関以外の大学等の卒業者を対象とした船員養成制度)による船員養成拡充のため規制緩和等を実施(実乗船期間の短縮、航海訓練所練習船の養成枠の確保)
- 水産系高校卒業者に対する船員資格制度を見直し、資格取得を促進(資格制度の簡素化、資格取得に要する期間の短縮)

【問い合わせ先】

国土交通省海事局海事人材政策課 林、細田
(代表)03-5253-8111(内線)45-103、45-126
(直通)03-5253-8647(FAX)03-5253-1645